

## 給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

## (目的)

第一条 この規則は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年有明海自動車航送船組合条例第一号）附則第二項の規定に基づき、職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等）

第二条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和三十三年有明海自動車航送船組合条例第三号。以下「職員給与条例」という。）別表第一及び別表第二の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料月額 - 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

## (期間の通算)

第三条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与条例第六条第八項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

## (規則の廃止)

2 平成十四年改正条例附則第二項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成十四年有明海自動車航送船組合規則第五号）は、廃止する。

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第5条第1項の規定により、産業廃棄物安定型最終処分場設置事業に関する環境影響評価方法書を作成したので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供します。

平成15年12月1日

有限会社野沢産業 代表取締役 野 沢 寿

## 1. 事業者の氏名及び住所

(1) 氏名 有限会社野沢産業 代表取締役 野沢 寿

(2) 住所 熊本県鹿本郡植木町大字投刀塚484番地

## 2. 事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 有限会社野沢産業 植木町投刀塚安定型最終処分場設置事業

(2) 種類 産業廃棄物安定型最終処分場

(3) 規模 事業実施区域面積 約35,000平方メートル

## 3. 対象事業実施区域の位置

熊本県鹿本郡植木町投刀塚、滴水字投刀塚谷地内

## 4. 条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

熊本県鹿本郡植木町大字投刀塚、大字滴水字投刀塚谷の一部及びその周辺

## 5. 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所 有限会社野沢産業 事務所（熊本県鹿本郡植木町大字投刀塚484番地）  
植木町役場（生活環境課）

(2) 期間 平成15年12月1日から平成16年1月5日まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から12月31日、平成16年1月2日は除く）

(3) 時間 午前8時30分から午後5時まで

## 6. 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者に提出することができます。

(1) 提出期限 平成16年1月19日

(2) 提出先 〒861-0141 熊本県鹿本郡植木町大字投刀塚484番地 有限会社野沢産業

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載して下さい。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその

名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称  
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること）